

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件

直送済

原告 植田 教

被告 国立大学法人東京大学 外2名

準備書面(1)

平成22年3月8日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 清水 幹



同 溝内 健



答弁書において、被告山本政一郎（以下「被告山本」という。）が被告東京大学の「職員」であったことを否認したのは、被告山本が被告東京大学との間に雇用関係を有する「職員」であった事実がなかったためである。

なお、「地球温暖化懐疑論批判」において「東京大学 山本政一郎」と記したのは、被告山本が同書籍を分担して執筆した当時、被告東京大学の大学院生ないし客員共同研究員という身分を有していたためである。

以上